

後発医薬品の使用促進に関するQ&A（薬局）

No.	質問	回答
1	生活保護受給者全員が取組の対象か。	医師が後発医薬品への変更を可能とした処方せん（一般名処方を含む）を持参した、生活保護受給者が対象となります。 医師が全ての処方薬について、後発医薬品への変更を不可とした場合は、本取組の対象外となります。
2	自立支援医療や原爆医療等、他の公費から調剤費が全額給付される患者も対象となるのか。	本取組は、生活保護の医療扶助から給付する（調剤券を発行する）調剤が対象となります。 したがって、他の公費等に調剤費全額を請求する場合は対象外となります。
3	医療保険や公費との併用患者も対象となるか。	併用患者も対象となります。
4	認知症や精神障害の方等に対しても、一律に後発医薬品を勧めなければならないのか。	患者の状態や病状等により、後発医薬品を勧めることが適当でないと判断された場合は、先発医薬品を調剤したうえで、「報告様式」の「2 薬剤師の知見により」に記録してください。
5	先発医薬品と後発医薬品で薬価に差がないものについても変更する必要があるか。	本取組は後発医薬品の使用による医療費削減が目的であるため、薬価が変わらない後発医薬品は対象外として構いません。
6	原則として後発医薬品を調剤するということは、どのような理由があっても後発医薬品を使用しなければならない、「強制」ということか。	強制ではありません。薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を使用する必要があると考えられる場合、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認してください。
7	指定薬局は、本取組に協力しなければならないのか。	平成26年1月1日に改正された生活保護法及び指定医療機関医療担当規定により、指定薬局の薬剤師は後発医薬品を調剤するよう努めなければならないとされていますので、ご協力をお願いします。
8	本取組は、いつまで実施するのか。	終期は未定です。改めてお知らせするまでの間は継続して実施するようお願いします。

後発医薬品の使用促進に関するQ&A（薬局）

No.	質問	回答
9	先発医薬品を調剤した理由について、本人の同意なしに報告しても良いのか。	指定薬局は、生活保護の実施に必要な事項について、福祉事務所の求めに応じて報告を行う義務があります。（指定医療機関医療担当規程第7条 厚生労働省告示） この場合、本人の同意は必要ありません。
10	複数の薬を処方されている者で、一部の薬のみ後発医薬品への変更を承諾した場合、報告の必要あるか。	一部でも後発医薬品に変更可能な先発医薬品を調剤した場合は、該当の先発医薬品について報告をお願いします。
11	調剤した先発医薬品名は、全て報告様式に記入しなければならないのか？	福祉事務所による指導の参考材料とするため、全て記入していただきますようお願いいたします。
12	薬局に後発医薬品の在庫がなく、先発医薬品を調剤した場合でも報告が必要か。	レセプトだけでは理由が把握できないため、指導対象かを判断するために報告していただきますようお願いいたします。
13	薬局にパソコンがない場合、もしくはパソコンはあるがインターネットに接続しておらず電子メールが利用できない場合、報告様式の提出はどうしたらよいか？	生活保護・自立支援課医療扶助適正化係（TEL：086-803-1244）にご相談ください。
14	毎月同じように先発医薬品を希望する者について、毎月報告しなければならないのか？	同じ方に対し継続して先発医薬品を調剤する場合は、3ヶ月に1回報告をお願いします。
15	継続の場合、3ヶ月に1回報告を求めるのはなぜか。	取組状況を定期的に確認し、引き続き先発医薬品を希望する方に対して継続的な働きかけを行っていくためです。